

鳥取城の古写真について —新史料による評価の試み—

佐々木 孝 文

1. はじめに

近世城郭は、日本の建造物としては、最も古くから被写体選ばれてきたもののひとつであろう。

近年の研究で、これが偶然の所産ではなく、城郭建築のシンボリックな存在感と、崩壊に瀕していることへの危機感から、意識的に撮影されていたことが指摘されている。たとえば木下直之は、明治4年に江戸城の写真を数多く撮影した蜷川式胤の例を挙げている^(注1)が、蜷川の上司であった町田久成が、翌明治5年、名古屋城保存の建白を行っている^(注2)ことから見ても、このころから城郭の文化財的な側面に注目して被写体とする発想があったことは間違いない。また、藩の重臣であった松平国忠が撮影した津山城のように、地域のシンボルとして記録されたものもある。

外国人写真家による観光写真としても、日本独特の城郭建築は格好の被写体であった。明治4年以降は、軍用地などとして撮影が制限されることもあったようだが、その後消滅したものを含め、かなり多数の城郭建造物が撮影されている。写真の撮影自体が費用的にも機材的にも大きな負担を要していた明治初年において、城築は優先順位の高い被写体であった。

鳥取市においても、やはり「明治12年の鳥取城の取り壊しの際、喜多村勘四郎が撮影した鳥取城の写真」が「写真撮影の嚆矢」とされている。言い換えれば、鳥取城の建造物の古写真はすべてこの時に撮影されたものであり、それより古いものはないと考えられてきたのである。

ところが、子細に写真を見比べると、必ずしもこれらの写真が、短期間に撮影されたものとは言い切れないのではないかという疑念がわいてくる。

被写体である鳥取城の建造物の状態が、写真によっては大きく異なっているからである。それは、後述するように、ある写真には写っている建造物が、ある写真では既に存在しなくなっている、という、かなり大きな相違である。これまで、写真単体では、この相違が、短期的な解体過程を示すものなのか、より大きな時期差を示すものなのか、確証を得ることができなかった。

本稿では、近代史料によって鳥取城の解体過程を考察し、被写体の状況を突合することで、この問題について一定の結論を導き出したいと考えている。

2. 鳥取城の建造物の解体過程

鳥取城は、幕末～明治初年まで従来に近い形で管理され、明治4年の廃藩置県に伴い兵部省管轄下に入った。明治5年には陸軍省が建造物の解体・払い下げを計画したが、この時は政府の事情で中止されている。

その後、明治6年に所謂「廃城令」が出された際には、陸軍省所管の「存城」とされた。陸軍省は鳥取城の建造物を調査し、要・不要に分けて、明治8年に不要物件の解体払い下げを行った。

この時残された三ノ丸の既存建屋は、明治10年に改修を受け、姫路からの分遣隊の営所として使用されたが、明治11年いっばいでその機能は廃止されている。明治12年中には残っていた建物も解体撤去され、明治13年には借地として貸し出された場所もあった^(注3)。

概ね鳥取城の建造物はこのようなプロセスで解体されていったわけだが、従来、それぞれの段階で、どの建物が解体され、どの建物が残されたのかという点が不分明であった。

最近になって、堀田正之氏の論文を通じて、兵庫県立歴史博物館の所蔵する鳥羽正雄コレクションの中に、工兵第四方面の罫紙の用いられた、鳥取城の調書が3種類存在していることを知り、閲覧の機会を得た^(注4)。これらの資料は明治10～13年の鳥取城の調書であり、これまで不明確だった鳥根県時代の鳥取城の状況、そ

れも明治12年の建造物解体の前と後の状況を知ることができるものであった。

史料① 鳥羽正雄コレクション H 11-2次-13-(16)「鳥取城履歴及景況書」

史料② 鳥羽正雄コレクション H 11-2次-13-(3) (鳥取城・朱書「チ」)

史料③ 鳥羽正雄コレクション H 11-2次-13-(15) (鳥取城・朱書「G」)

これらは、戦前の城郭史編さん事業にあたり、参考資料として鳥羽が簿冊から取り出したものがそのまま手許に残されたものと思われる。鳥取城のほか、姫路城・彦根城については3種類、岡山城については2種類、広島城・松江城・飫肥城についてはそれぞれ1種類が残されており、いずれも明治10年～14年の間に作成されたものである。用紙や記載方法から、もとは3種類の簿冊にそれぞれ綴られていたものと思われる。

これらは、陸軍省による全国の城郭の現状把握と、建造物などを保存すべき城郭・軍事施設として必要な城郭・不要な城郭の選別のための資料とすることを目的として行われた調査の成果であると考えられる。いずれの城郭でも豊富に資料が残っている時期ではないと思われ、また、陸軍省がどのような視点で近世城郭を見ていたかを示す史料として重要である。特にこの時期、鳥取県が島根県に併合されていたために地元に残された資料の乏しい鳥取城については、その重要性は極めて高い。

本稿に全文を掲載することはできないが、これらの史料①～③を、記載内容に沿って年代順に並べると【表1】のようになる。また、史料②には、現存する建造物が【表2】のように具体的に書き上げられている。

先に述べた、史料でプロセスを勘案すると、史料②は明治10年4月以降11年12月までの間に作成されたもの、史料③は明治12年以降鳥取県が再置される明治14年までに作成されたものであることが判明する。

従来、明治8年にどこまでの建造物が解体され、どのくらいの建造物が兵営として使用されたのか、具体的に把握することができていなかったが、これらの史料により、明治8年から12年にかけての建造物の状況と変化を知ることができる。明治10年2月の段階でも、山上の天守に附属する番小屋らしき建物をはじめ、二ノ丸の櫓群、三ノ丸の御殿・土蔵など多数の建造物が確認できることから、明治8年に撤去された建造物(=明治10年には既に無かった建物)は、

- ① 櫓4棟・土堀を除く二ノ丸の建物(弘化年間建築の御殿を含む)
- ② 土堀を除く天球丸の建造物(武具蔵・武場等)
- ③ 単門(門扇)・橋を除く櫓門・多門櫓等の建造物
- ④ 扇御殿(現在の仁風閣敷地にあった御殿)・米蔵等

であったことがわかる。

この時解体されなかった、二ノ丸の三階櫓や菱櫓等や、三ノ丸の御殿・土蔵をはじめとする建造物が、史料①以降、史料②までの間に、兵営として改修され、使用されたのである。

これらの建造物は明治11年12月までは兵営として備品が置かれ存続していたが、既にこの時には陸軍が売却の方針を決定しており、翌年中に解体撤去された。これは、分遣隊の廃止に伴うものであった。

そして、史料③では既に鳥取城の建造物は撤去されており、明治12年の後半以降、鳥取県再置までに作成されたものである。

したがって、鳥取城の古写真が明治12年の一時期に撮影されたものであるならば、被写体は史料②の状況を写したものであるということになる。

3. 鳥取城の古写真について

建造物の存続している時期の鳥取城の古写真について、鳥取市育委員会ではこれまでに7点の存在を確認している。トリミングや引き伸ばし、保存メディアの違いなどにより、見た目が大きく異なる場合もあるが、各被写体のアングル、樹木の映り込みなどをみれば、オリジナルが共通している場合が多く、絶対数はさして多くない。原版はいずれも失われており、二次的なプリント、絵葉書等の印刷物としてのみ残されている。

繰り返しになるが、これらの写真は従来、明治12年に、姫路から呼び戻された喜多村勘四郎という写真師によって撮影されたものとされてきた。

既に大正時代にはこの説が定着していたようで、たとえば俳人・岡田機外は次のように記している。「維新後何年の頃かは覚えて居ぬが、鳥取城を取毀す事に評議が定まつた、何分徳川家に親近の御家柄とて然なきだに佐幕党の疑を一般から受けるので、さてこそ俄に取崩す次第となつたのであるが、其の際は未だ市内に一人の写真師が無かつた、併し其頃西町の喜多村が姫路市坂本町なる惣社入口に開業せる写真屋に見習ひをして居たので俄に直人を飛ばし右の喜多村某を呼び戻し鳥取城の写真を撮影さしたのであつた、此か兎に角本県に於ける写真の嚆矢なので現に市内で売り出して居る絵葉書は此写真を複写したものである」(『鳥取新報』大正9年3月3日)

意図的に演出したのか、事実を誤認していたのかは不明だが、岡田は鳥取城解体の経緯についてはステロタイプな誤解を記している(鳥取城の建物の解体は陸軍省所管時代、しかも島根県時代のことであり、旧藩主池田家の意向の働く余地はそもそもなかった)が、当時も永観堂という写真店を経営していた喜多村についての記述はある程度信頼できるのではないと思われる。岡田によれば、喜多村の修行した写真店は、姫路城のすぐ側にある播磨総社の門前にあったものと考えられる(注5)。

最初に述べたように、被写体となっている建造物を比較した場合、これらの写真が必ずしも短期間に撮影されたものばかりとは考えられない。

それは、たとえば写真⑥と写真②を比較してみれば明らかである。写真⑥は、鳥取城の大手登城路を撮影したもので、城の向かい側にあった武家屋敷の長屋門の上のようなところから撮影したものと思われる。擬宝珠橋に歩行者がおり、中ノ御門の表門と櫓門、太鼓御門の門櫓が写っている。それに対して、写真②には、擬宝珠橋と三階櫓は写っているが、中ノ御門については、門も櫓も土塀も無くなってしまっている(図版①)。

このことから、写真⑥⇒写真②の順に撮影されたことは一目瞭然であるが、この間の時間差がどの程度のものなのか、従来確定することができなかった。

先に述べたように、この時期の鳥取城は史料②に記述された、明治8年の、建造物の一部解体撤去を経た状態であった。すなわち、この時点では、門櫓・米蔵や扇邸、土塀の多くは既に撤去されており、兵営として使用されていた二ノ丸の櫓4棟と、三ノ丸の御殿・土蔵などが残っている姿でなければならない。

実際、写真の大多数はこのような状態の鳥取城を撮影しているようである。二ノ丸の櫓を中心に写している写真①では、米蔵の建物と堀端の土塀が撤去されて消滅しているし、先に述べたように擬宝珠橋と三階櫓を写した写真②では、中ノ御門の渡櫓が撤去されている。南御門側から二ノ丸側を撮った写真③でも、南御門は表門・櫓門ともに撤去されている。屋根の上から二ノ丸の櫓群を撮影した写真④は、写真②・③とアングルが酷似しており、ほぼ同じような場所からカメラを調整して撮影されたもののように思われるので、明治12年のものと考えたい。遠景である写真⑤については、被写体だけでは年代は判断できないが、先にあげた岡田機外の「永観堂の写真が絵葉書として流通している」という記述を信頼するならば、写真①～写真④と同様、この写真も絵葉書化されているので、やはり喜多村撮影と考える。

問題は、大手登城路を撮影した写真 と、二ノ丸三階櫓を写した写真 である。これらはいずれも『鳥取県郷土史』(昭和7年)に、口絵として掲載されたものである(注6)。

写真⑥には、中ノ御門の表門・渡櫓門及び太鼓御門の渡櫓が写されており、遅くとも明治8年以前でなければ撮影不可能なものである。人物が写りこんでいるが、髷頭・佩刀していると解釈できる(図版②)ことから、明治4年の散髪脱刀令以前である可能性もある。写真⑦については判断が難しいが、写真⑥と同じ、池田侯爵家旧蔵であるならば、同時期に撮影されたものとも考えられる。画質も、明治12年撮影と確定できるものとはかなり異なっている。また、写真⑥と写真⑦については、管見にして絵葉書に使用された例を知らない。やはり、写真①～写真④と写真⑥・写真⑦は、製作・伝来の系統を異にすると考えるべきであろう。以上のことから、現存する鳥取城の建造物写真は

A 明治8年以前撮影のもの(写真⑥・⑦)

B 明治12年撮影のもの(写真①～⑤)

に分けることができ、従来言われている喜多村勘四郎撮影の写真はBグループに限られると考えられる。

残念ながら、Aグループの撮影時期や撮影の経緯はいかなるものだったのか、現時点では不明である。

確証はないが、『鳥取県郷土史』の池田侯爵家旧蔵の写真という記述が年代とは別に信頼できるとするならば、あるいは、鳥取城内で藩主の嫡子・池田輝知の写真が撮影されたと推定される慶応2年4月24日^(注7)前後に、あわせて撮影されたものとも考えられる。原版の所在・存非が不明なのは残念極まりない。

3. おわりに

以上のように、新出史料と写真そのものの分析によって、現在見ることでできる鳥取城の古写真は、定説と違って明治12年撮影のものと明治8年撮影以前のものに分けられることが判明し、かつ、後者については江戸時代にさかのぼる可能性もあることが判明した。

今後、新たな写真が発見される可能性はあまりないと考えられるため、これらの史料の内容や撮影の背景をより詳細に分析していくことも必要であろう。

【注】

注1) 木下直之「古写真の中の日本」、発表要旨集『学術フロンティアシンポジウム 画像資料の考古学』（平成12年、國學院大學画像資料研究会）所載。

注2) 町田久成・世古延世連名の明治5年6月7日付大隈参議宛陳情（『太政類典』第2編第214巻）。

注3) 【表3】関係資料略年表にこの間の経緯をまとめた。また、拙稿「概説 鳥取城の近代史」（鳥取市教育委員会編『資料でみる鳥取城（近代編）』所載、平成25年3月）も参照。

注4) 兵庫県立歴史博物館『塵界』15号（平成16年）所載の堀田浩之氏の論考「近代の姫路城に関する覚書―鳥羽正雄コレクションの資料紹介を兼ねて―」により、この資料の存在を知ることができた。また、堀田氏にもその後の調査・検討においても多大なるご協力をいただいた。

注5) おそらく、坂本町ではなく坂田町ではないかと思われるが、写真館については未詳である。

注6) 『鳥取県郷土史』（鳥取県学務部学務課、昭和7年）。なお、口絵のキャプションには「明治12年」と明記されているが、これは岡田機外の誤解と同様の錯誤と考えられる。

注7) 鳥取市歴史博物館展覧会図録『因幡地方の名品―鳥取市の文化財あれこれ―』（財団法人鳥取市文化財団、平成21年）所載の伊藤康晴氏の資料解説による。

【表1】鳥羽正雄コレクション 工兵第四方面野紙調査書 3点の比較

	年代	山頂	天球丸	二ノ丸	三ノ丸	扇御殿・米蔵跡	門
史料①	明治10年2月(史料に記載)	城山頂僅少ノ建家アリ	此区画中元建家アリト雖トモ、現今除去シテ、以テ營残スルモノハ外圍ノ土堀ノミ	故広大ノ家屋アリト雖トモ現今之ヲ除去シ、只存スルモノハ二・三ノ櫓及土堀等ノミ	広大ノ建家及倉庫等存在セリ。柱基礎壁未タ堅固ニシテ、一時兵員入屯ノ用ニ足ルヘシ	数箇ノ建家アリト雖トモ現今ニ至■■■之ヲ除去シ扇殿ノ如キ只石礎ヲ存スルノミ	三個ノ城門アリ
史料②	明治10年4月以降明治12年までの作成(兵営改修の実施後)	天守閣ノ基礎ヲ残セシ耳	建造物の記述なし	二三層ノ櫓井坑アリ	郭内巨多ノ仮兵舎ニ供セシ大小家屋倉庫等存在セリ是未タ堅結ト云フヘシ	扇殿跡	三個ノ城門跡アツテ各橋梁ヲ架シ以テ市中ニ通ズ
史料③	明治11年12月以降明治14年までの間に作成(鳥根県時代)	天守閣ノ基礎ヲ残セシ耳	(建造物の記述なし)	櫓跡井坑アリ	(建造物の記述なし)	扇殿跡	三個ノ城門跡アツテ各橋梁ヲ架シ以テ市中ニ通ズ

※作成年代は①を除き記述内容から著者推定・ただしすべて鳥根県時代に作成されている。

【表2】兵営時代の建造物

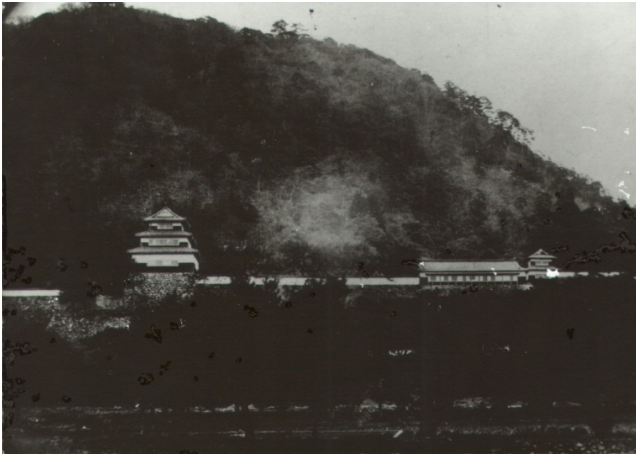
名称	棟数	面積	構造等	備考
仮兵舎	1 棟	450 坪	平屋	三ノ丸御殿
仮病室	1 棟	64 坪 8 合 7 勺	平屋	松御殿か?
倉庫	4 棟	合計 32 坪 5 合	二層	
被服及火薬庫	1 棟	24 坪	二層	
火薬庫	3 棟	35 坪 5 合 2 尺	二層	
大小附属家	5 棟	60 坪 7 合 5 勺	平屋	
櫓	4 棟	合計 133 坪 2 合 5 勺	49 坪 (三層) 16 坪 (二層) 68 坪 2 合 5 勺 (平屋)	三階櫓・菱櫓・走櫓・隅櫓の 4 棟
大小建家	6 棟	合計 38 坪 5 合 7 勺	平屋	
門扇	9 個	5 は三ノ丸・4 は廓中	木造	門扉のみ残る

※史料②所載の一覧表より作成

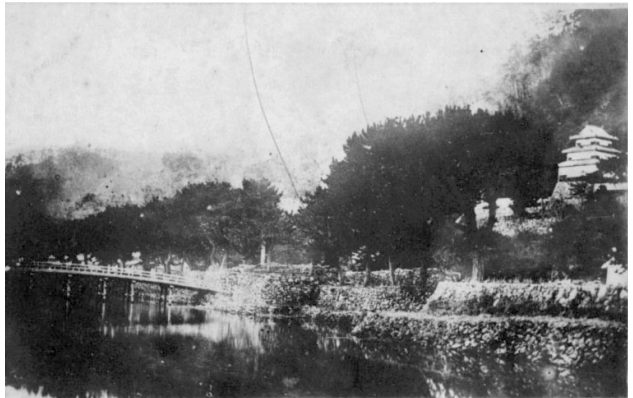
【表3】関係事項略年表

明治4年	1871	廃藩置県に伴い、全国の城郭が兵部省所管となる
明治6年	1873	いわゆる「廃城令」出される。陸海軍築造局、鳥取城の建造物の要・不要を調査
明治8年	1875	前年の調査を受け、「鳥取城内建物萎陋ノ部」71棟が陸軍によって解体撤去される⇒史料①の状況
明治9年	1876	鳥取県が廃止され、鳥根県に併合される
明治10年	1877	分遣隊の兵営として改修される⇒資料②の状況
明治11年	1878	建物売却のため、鳥取城に格納していた歩兵二中隊分の陣営その他雑具等を撤去
明治12年	1879	二ノ丸三階櫓等解体撤去される(詳細不明)⇒史料③の状況
明治14年	1881	鳥取県が再置される

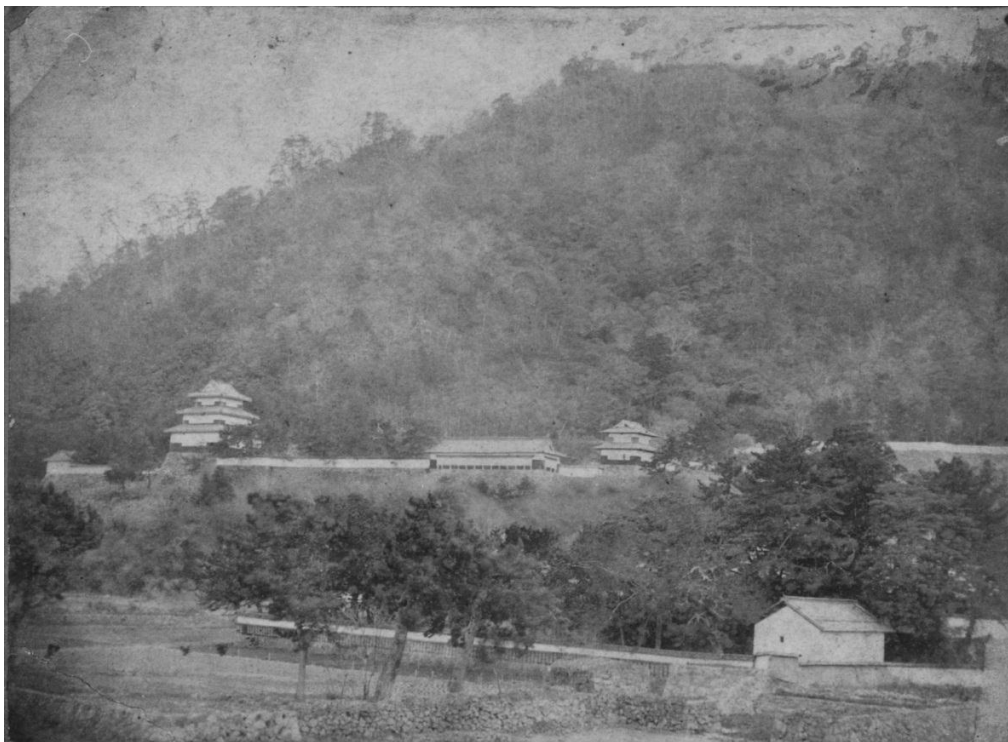
鳥取城の古写真



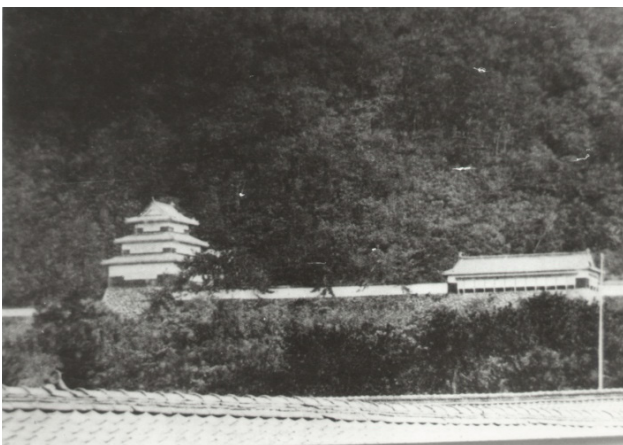
写真①



写真②



写真③



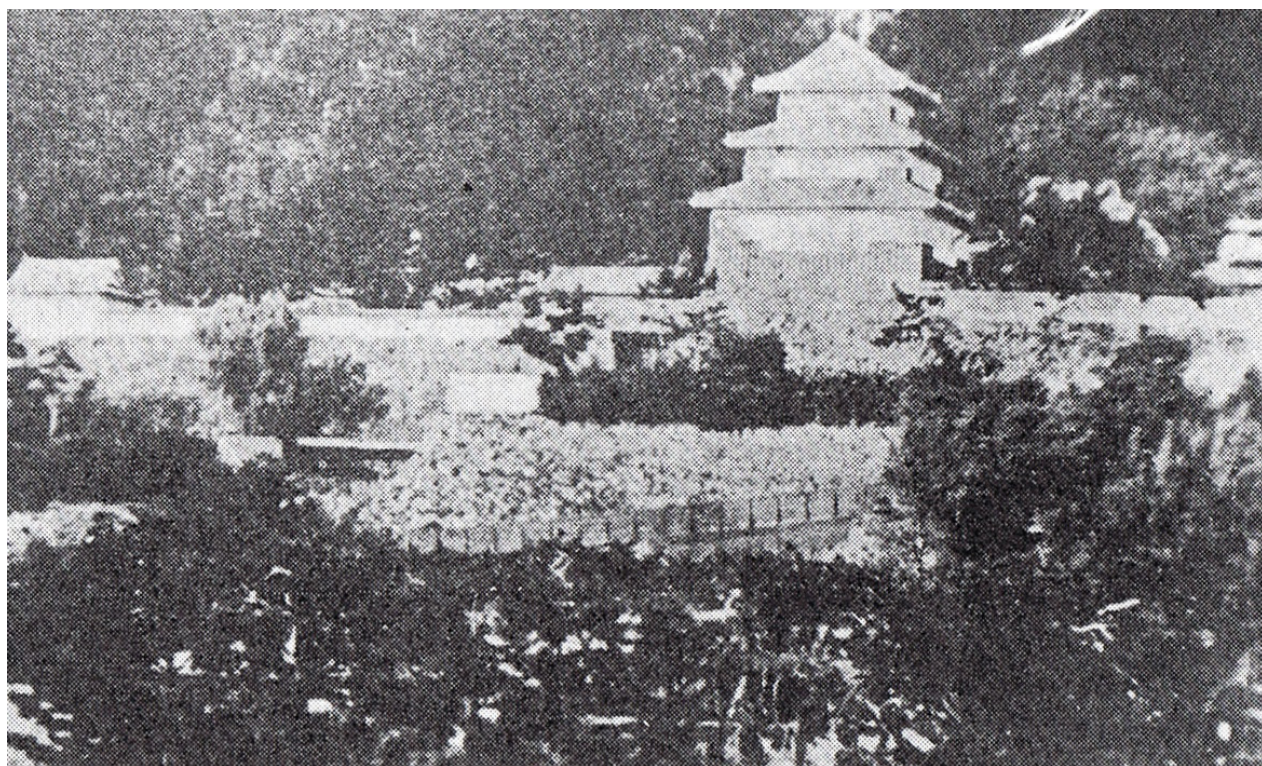
写真④



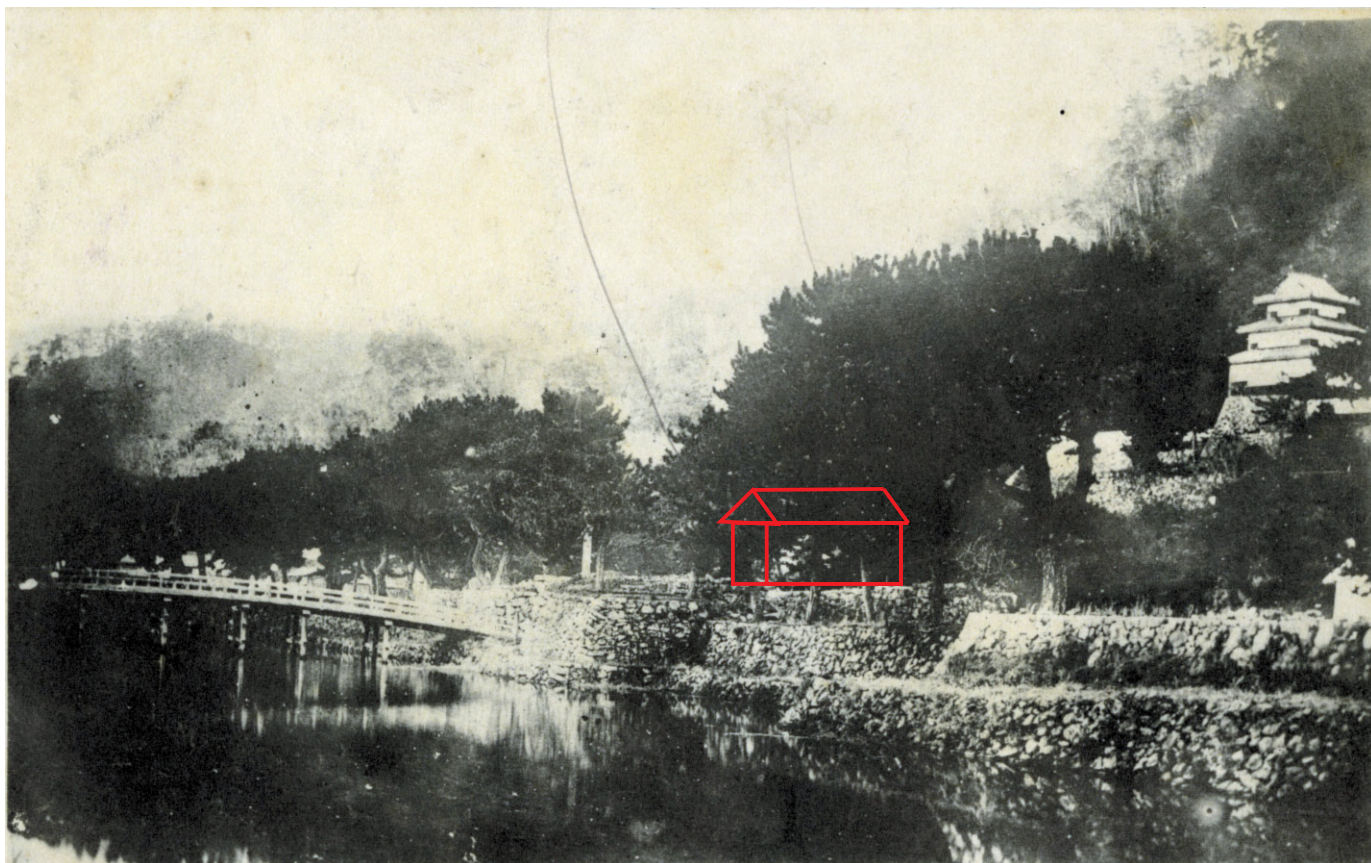
写真⑤



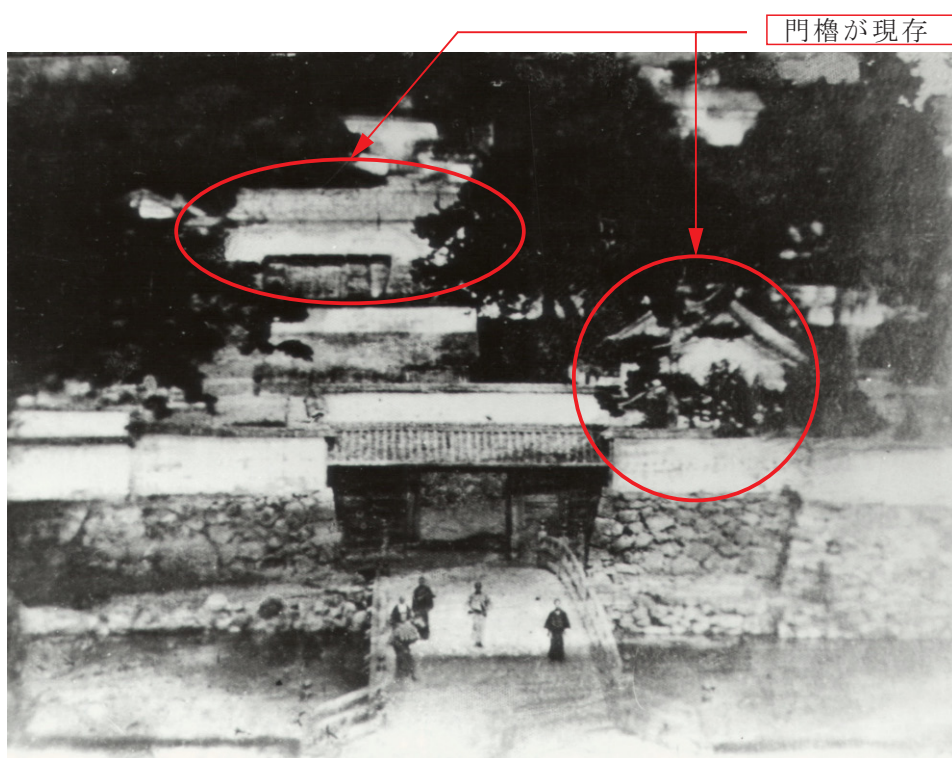
写真⑥



写真⑦

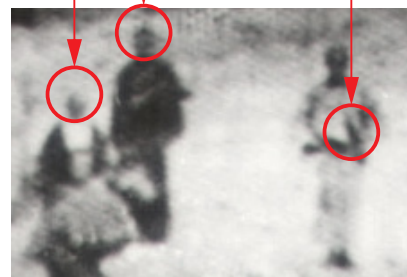


図版①



佩刀している

髷を結う



図版②

